

日本細胞診断学推進協会細胞検査士会福島県支部規約（一部改正案）

第1章 名称と事務局

第1条 この会は、日本細胞診断学推進協会細胞検査士会福島県支部と称する。

第2条 この会の事務局は、日本臨床細胞学会福島県支部事務局内とする

第2章 目的および活動

第3条 この会は、福島県における細胞検査士の知識及び技術の向上と会員相互の親睦を図ることを目的とする。
1) 研修会などの計画、開催。
2) 細胞検査士養成事業への協力。
3) その他、本会が必要と認める事業。

第3章 会員

第4条 この会は、日本臨床細胞学会福島県支部に所属する細胞検査士とする。

第5条 本会の会費は当分の間徴収せず、日本細胞診断学推進協会細胞検査士会からの助成金を当てる。

第6条 会員は、退会又は移動があった場合には、本会事務局に届け出なければならない。

第4章 組織

第7条 この会に、次の役員を置く。
会長 1名 副会長2名 幹事若干名（会長、副会長を含む） 会計監査 1名

第8条 役員は、県北、県南、会津、いわき地区の細胞学会福島県支部の CT 理事から選任し、総会の承認をうけるものとする。

第9条 会長および副会長は、役員の内選により選任される。

第10条 会計監査は、役員の内選により選出し、会長が委嘱する。

第11条 役員の内任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

第5章 会議

第12条 この会の会議は、総会および役員会とする。

第13条 定期総会は、年1回開催する。日本臨床細胞学会福島県支部総会の中で行うこととする。ただし、急を要する事項が発生した時、一会員の内多数の要求があった場合には、開催しなければならない。
2) 総会は、会員の内過半数の出席がなければ、開催することができない。
3) 会議に出席できない場合は、委任することができる。この場合は、出席とみなす。

第14条 会長は、年1回定期役員会を開催することができる。
2) 会長は、必要に応じて役員会を招集することができる。

第6章 会計

第15条 この会の財政は、日本細胞診断学推進協会細胞検査士会からの助成金を当てる。会費は当面徴収しないものとする。

第16条 この会の年度は、4月1日から3月31日とする。

第7章 雑則

第17条 この会の規約を変更する場合には、発議により、総会で3分の2以上の承諾を得なければならない。

附 則

本規約は、平成 8 年 10 月 13 日より実施する。
本規約は、平成 20 年 1 月 26 日一部改正した。